© 2026 紫苑商標特許事務所

■４条１項１１号

不服 2025-014996

＜本願商標＞

「ワークストリームクラウド」（標準文字）

第９類「電気通信機械器具，有線通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，電子計算機用プログラム」

第３５類「コンピュータによるファイルの管理，コンピュータを用いた事務処理の代行，データ処理（事務処理），コンピュータデータベースへの情報構築，コンピュータデータベースへの情報編集，コンピュータデータベース内のデータの更新及び保守」

第４２類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「WORKSTREAM」

第９類「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ，その他の電子応用機械器具及びその部品，電気通信機械器具」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「ワークストリームクラウド」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「ワーク」の文字は「仕事。労働。」の意味を有する語であり（「広辞苑」（第七版　株式会社岩波書店））、「ストリーム」の文字は「小川。人や物の流れ。」の意味を有する語であり（「コンサイスカタカナ語辞典」（第５版　株式会社三省堂））、また、「クラウド」の文字は「パソコンやＬＡＮサーバーではなく、インターネット上に存在するサーバ

© 2026 紫苑商標特許事務所

ーを利用してデータを処理する形態。」を意味する「クラウドコンピューティング」の略称である（前掲「コンサイスカタカナ語辞典」）ものの、これらを結合してなる「ワークストリームクラウド」の文字全体としては、辞書等に掲載のないものであって、特定の意味合いを認識させるものではない。

また、本願商標は、その構成文字が、スペースを空けずに、いずれも同じ書体の文字を同じ大きさで等間隔に表されており、外観上まとまりよく一体的に看取されるものであって、構成全体から生じる「ワークストリームクラウド」の称呼もよどみなく一連に称呼し得るものである。

そして、たとえ、本願商標の構成中「クラウド」の文字部分が、「クラウドコンピューティング」の略称であるとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、その構成中の「クラウド」の文字部分を捨象して、「ワークストリーム」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ、その構成全体を、一体不可分のものとして看取、把握するものとみるのが相当である。

また、本願商標の構成中の「ワークストリーム」の文字部分のみが独立して、自他商品役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらない。

したがって、本願商標から「ワークストリーム」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第４条第１項第１１号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。
その他、本願について拒絶の理由を発見しない。
よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ワークストリームクラウド**」は、その構成中「クラウド」の文字部分が、「クラウドコンピューティング」の略称であるとしても、本願商標の構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、その構成中の「クラウド」の文字部分を捨象して、「ワークストリーム」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ、その構成全体を、一体不可分のものとして看取、把握するものとみるのが相当であり、また、本願商標の構成中の「ワークストリーム」の文字部分のみが独立して、自他商品役務の識別標識として認識されるものとみるべき特段の事情は見当たらないから、本願商標「**ワークストリームクラウド**」と引用商標「**ＷＯＲＫＳＴＲＥＡＭ**」は非類似の商標であると判断されました。

© 2026 紫苑商標特許事務所

以前にご紹介した、商標「Ｉｎｆｉｎｉ Ｃｌｏｕｄ」と商標「」が非類似と判断された事件（**不服 2023-014983**）でも、その結論にはモヤモヤとした記憶がありますが、本事件の結論も同様に、個人的にはモヤモヤするものがあります。

というのも、仮に、本願商標「**ワークストリームクラウド**」が使用された「コンピュータソフトウェア」があった場合、これに接する取引者、需要者は、審決が述べるように『その構成中の「クラウド」の文字部分を捨象して、「ワークストリーム」の文字部分のみに着目するというよりは、むしろ、その構成全体を、一体不可分のものとして看取、把握する』と、本当にいえるのかが疑問だからです。当職の場合ですと、「ワークストリーム」という名称の「コンピュータソフトウェア」の「クラウド版」とか「クラウド対応版」であると、おそらく理解するであろうと思います。

本事件は第９類の指定商品が抵触しているケースですが、たしかに、「クラウド版」とか「クラウド対応版」の「コンピュータソフトウェア」であれば、そもそもダウンロードしないものであろうから商品ではなく、第４２類の役務に含まれるものであるとする考え方もできるかもしれません。しかし、「クラウド」の語が付いている商標が使用される「コンピュータソフトウェア」が、必ずしもダウンロードされないものであるとも限らないように思います。

とはいえ、こういった審決の傾向を踏まえると、現状、特許庁の判断としては、商標「〇〇〇クラウド（〇〇〇Ｃｌｏｕｄ）」と商標「〇〇〇」は、第９類や第４２類でも非類似とされる可能性があるといえます。したがって、コンピュータソフトウェアを取り扱う事業者は、第三者にこれらの一方の商標について不意に後から商標登録をされてしまわないように、当初よりいずれの態様についても商標登録しておくことを検討した方がよさそうです。

（弁理士　永露　祥生）
＜２０２６年１０月２４日＞